公告　5083003277

一般競争入札（入札後資格確認型一般競争入札)を次のとおり行う。

令和8年10月21日

豊橋市長　長坂　尚登

記

1	入札に付する事項	
	案件名称	ルームエアコン
	数量	仕様書のとおり
	納入期限	令和9年2月26日
	納入場所	仕様書のとおり
	入札方法	(1) この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）における電子入札サブシステムにより実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。その他、詳細は豊橋市物品等電子調達要領による。
		(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札書に記載してください。
2	競争参加資格	次のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができない。
	営業種目	大分類－物品の製造・販売 中分類－機械・器具 小分類－空調機器
	地域要件	豊橋市内の本社（本店）又は支社（支店）・営業所等で、本市に登録していること。
	許可・資格等	競争参加資格としての許可・資格等はなし
	実績要件	不要
	その他	(1) 令和8・9年度物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者
		(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
		(3) この公告の日から落札決定の日の期間において、豊橋市から入札参加停止措置に付されていない者
		(4) この公告の日から落札決定の日の期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
		(5) 落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者
		(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
		(7) 入札参加にあたり、現場を確認し、保健給食課が発行する現場確認書を受領すること
3	入札に関する事項	
	入札期間	令和8年11月5日　9時00分　から 令和8年11月6日　17時00分　まで
	入札に使用するシステム	あいち電子調達共同システム(物品等) https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html （電子システム稼動は、土・日曜日及び休日を除く8時から20時まで）
	開札日時	令和8年11月9日　9時00分　から
	開札場所	豊橋市役所財務部契約検査課
	契約条項を示す場所及び問い合わせ先	豊橋市役所財務部契約検査課
	質問・同等品申請期間及び方法	令和8年10月21日　13時00分　から 令和8年10月30日　15時00分　まで あいち電子調達共同システム(物品等)上で申請を入力して行う。
	上記回答日及び方法	令和8年11月4日 あいち電子調達共同システム(物品等)上に公開する。
	入札保証金	免除する
	契約保証金	免除する

4	入札参加資格の確認	入札参加資格は、入札後資格確認型で行う。
5	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格の確認の結果、資格がないと認められた場合には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(休日等を含まない。)以内に、該当理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。	
6	その他	(1) 入札の回数は、3回までとする。 無効又は失格とされた入札をした者は、再度入札等に参加することができない。
		(2) 豊橋市契約規則第39条に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とする。
		(3) 契約書作成の要否　　要 電子契約を希望する場合は、落札(候補者)決定から2営業日以内に「電子契約利用申出書」(Excelファイル)をメールにて提出すること。(「電子契約利用申出書」の様式は豊橋市ホームページ(以下のリンク)に掲載　) https://www.city.toyohashi.lg.jp/65314.htm
		(4) 落札候補者の決定方法 豊橋市契約規則第43条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。
		(5) 落札候補者に提出を求める書類 ・現場を確認した際に保健給食課が発行した現場確認書の写し
		(6) 落札者の決定 落札候補者について、入札参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。確認の結果、不適格者の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は次順位者を新たな落札候補者とし、以後これを繰り返すものとする。
7	不正行為排除	(1) 本市に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと豊橋市公正入札調査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。
		(2) 本案件の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、豊橋市契約規則に基づき、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。
8	暴力団排除	(1) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合豊橋市は一切の損害賠償の責めを負わない。
		(2) 契約履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告をするとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、入札参加停止措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。
9	あいち電子調達システム(物品等)の操作方法に関する問い合わせは、下記ヘルプデスクをご利用ください。 受付時間　平日9時00分から17時00分 電話(0120)511－270　(フリーダイヤル)	